

# 令和6年度 指定障害福祉サービス事業者等 集団指導

## 【障害福祉サービス編】

長野市保健福祉部 障害福祉課

# 目次

1. 地域連携推進会議の設置・・・P 3
2. 預り金の管理の適正な取扱いについて・・・P 4
3. 食材料費の管理について・・・P 5
4. 基本報酬区分の見直し（利用者延べ数の算出）・・・P 6
5. 重度障害者支援加算の算定方法の見直し・・・P 7、8

居住系サービスである障害者支援施設及び共同生活援助において、各事業所で地域の関係者を含む外部の目を入れた「地域連携推進会議」を開催すること及び会議の構成員が事業所を見学する機会を設けること（それぞれおおむね1年に1回以上）が義務付けられました。

会議の構成員、地域連携推進員の訪問のポイントなどは厚労省ホームページに掲載されています。

【厚労省 地域連携推進会議の手引き】

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_41992.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_41992.html)

- 会議の構成員には、利用者、利用者家族、地域の関係者は必ず選出することが必要です。
- 施設等所在地の市町村担当者も参加することが望ましいとされていますが、事業所数が多く市内全ての事業所の会議に出席することは難しいため、会議出席のご依頼をいただいても欠席とさせていただく場合があります。

## 預り金の管理の適正な取扱いについて

以下の項目が適正に行われているか再度ご確認ください。

○責任及び補助者が選定され、印鑑と通帳が別々に保管されてること。

○適切な管理がおこなわれていることの確認が複数の者により常に行える体制で出納事務が行われること。

○利用者との保管依頼書（契約書）、個人別出納台帳等、必要な書類を備えていること等が満たされ適正な出納管理が行われること。

また、利用者から出納管理に係る費用を徴収する場合にあっては、その積算根拠を明確にし、適正な額を定めることとし、預かり金の額に対し、月当たりの一定割合とするような取扱いは認められない。

○原則としてキャッシュカードは利用しない。

参照：25障5030号平成25年10月17日「指定障害福祉サービス事業所等における利用者からの預り金の適正な処理について」（通知）」

- ★預り金に対し預り金規定を利用者（保護者等）に提示し、合意を得ているか。
- ★利用ごとの出納帳簿等をつけ、「いつ」、「何に」、「いくら」使ったか記録及び適正な管理がされてること。

## 食材料費の管理について

令和6年6月、全国展開する「恵グループ」のグループホームにおいて、利用者から徴収した「食材料費」を発端とする運営に関するさまざまな不適切事案が明るみになり、指定取消しとなりました。

本来の「食材料費」を上回る額を利用者から徴収して、他の目的に流用あるいは法人の収益として中抜きしていたことが「経済的虐待」と認定されました。

食材料費として徴収した額については適切に管理するとともに、結果としてあらかじめ徴収した食材料費の額に残額が生じた場合には、精算して利用者に残額を返還することや、当該事業所の利用者の今後の食材料費として適切に支出する等により、適正に取り扱う必要があること。

また、食材料費の額やサービスの内容については、サービス利用開始時及びその変更時において利用者に説明し、同意を得るとともに、食材料費の収支について利用者から求められた場合に適切に説明を行う必要があること。

令和5年10月20日付け「グループホームにおける食材料費の取扱い等について」より抜粋

## 基本報酬区分の見直し（利用者延べ数の算出）

### 【利用者延べ数の算出】

前年度の利用者延べ数を開所日数で除して得た数

生活介護サービス費において、

●所要時間3時間未満、所要時間3時間以上4時間未満、所要時間4時間以上5時間未満の報酬を算定している利用者については、利用者数に2分の1を乗じて得た数として計算を行います。

●所要時間5時間以上6時間未満、所要時間6時間以上7時間未満の報酬を算定している利用者については、利用者数に4分の3を乗じて得た数として計算を行います。※前年度の平均利用者数の算定に当たっては、小数点第2位以下を切り上げるものとします。

サービス提供時間は、医療的ケアが必要な者や盲ろう者など、障がい特性等により利用時間が短時間にならざるを得ない者等については以下のとおり配慮します。

ア当日の道路状況や天候、本人の心身の状況など、やむを得ない事情により、その日の所要時間が、生活介護計画に位置付けられた標準的な支援時間よりも短くなった場合は、標準的な時間にに基づき算定して差し支えありません。

イ利用者が必要とするサービスを提供する事業所が当該利用者の居住する地域にない場合等であって、送迎に要する時間が往復3時間以上となる場合は、1時間を生活介護計画に位置付ける標準的な時間として加えることができます。

なお、ここでの片道とは送迎車両等が事業所を出発してから戻ってくるまでに要した時間のことであり、往復は往路（片道）と復路（片道）の送迎に要する時間の合計になります。

## 重度障害者支援加算の算定方法の見直し

### 重度障害者支援加算(Ⅱ)360単位

次のアからウを満たす事業所で、区分6に該当し、かつ、第548号告示の別表第2に掲げる行動関連項目合計点数が10点以上である利用者

ア 基準人員と人員配置体制加算により配置される人員に加えて、当該利用者の支援のために必要と認められる数の人員を加配していること。

イ サービス管理責任者又は生活支援員のうち1人以上が、強度行動障がい支援者養成研修実践研修修了者(以下「実践研修修了者」という。)であること。また、当該事業所において実践研修修了者を配置し、かつ、利用者の中に行動障がいを有する者がいる場合は、当該利用者に係る支援計画シート等を作成すること。

ウ 生活支援員のうち20%以上が、強度行動障がい支援者養成研修基礎研修修了者(以下「基礎研修修了者」という。)であること。

基礎研修修了者の配置については、令和7年3月31日までの間は、経過措置があります。次の(1)及び(2)を満たせば算定できます。

(1) 利用者に対する支援が1日を通じて適切に確保されるよう、基準人員と人員配置体制加算により配置される人員に加えて、基礎研修修了者を配置するとともに、実践研修修了者の作成した支援計画シート等に基づき、基礎研修修了者が、強度行動障がいを有する者に対して日中に個別の支援を行うこと。

(2) (1)の基礎研修修了者1人の配置につき利用者5人まで算定できることとし、適切な支援を行うため、指定生活介護等の従事者として4時間程度は従事すること。

## 重度障害者支援加算の算定方法の見直し

生活支援員のうち20%以上の基礎研修修了者を配置することとされているが、その具体的な計算方法如何。

前提として、常勤換算法方法で、指定障害福祉サービス基準に規定する人員と人員配置体制加算により配置される人員を超える人員が配置されていることが必要である。

その上で、指定生活介護事業所に配置されている生活支援員のうち20%以上が、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者であることとしているが、当該生活支援員の数は、常勤換算法方法ではなく、従業者の実人数で算出し、非常勤職員についても員数に含めることとしている。

具体的な計算方法については、例えば、指定生活介護事業所に生活支援員として従事する従業者の人数が12名の場合、 $12 \text{名} \times 20\% = 2.4 \text{名}$ となり、よって、3名以上について研修を受講させる必要がある。

【R6.4.5 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & A VOL.2 問4】 < 1. 強度行動障害を有する者への支援における事項 (1) 生活介護、施設入所支援 > 重度障害者支援加算 (Ⅱ) 及び (Ⅲ) ③